

国土強靱化の推進に関する指定都市市長会要請／活動報告

1 要請日

令和2年11月20日（金）

2 要請先

総務省、国土交通省及び内閣官房

3 提出者・面談者

清水 勇人 さいたま市長

宮路 拓馬 総務大臣政務官 ※10:30～10:45

鳩山 二郎 国土交通大臣政務官 ※11:15～11:30

※その他、内閣官房（国土強靱化推進室）に対しても、要請活動を実施

4 要請内容

別紙のとおり



※（左）清水さいたま市長（右）宮路総務大臣政務官



※（左）清水さいたま市長（右）鳩山国土交通大臣政務官

国土強靱化の推進に関する指定都市市長会要請

近年、全国的に大規模災害が相次いで発生しており、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、広域かつ同時多発的な風水害や土砂災害により甚大な被害が生じている。

これまでも、国においては、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、特に緊急で実施すべきハード・ソフト対策として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年度～令和2年度）を決定し、地方自治体への財政支援を含め、強靱化の取組を推進してきたところである。

また、地方自治体においては、国の動きと連動し、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化地域計画」の策定に取り組むとともに、3か年緊急対策や強靱化に関係する交付金・補助金等を活用し、積極的に事業を実施してきたところである。

しかし、近年の激甚化する自然災害や切迫する巨大災害に備えるために、人口増加期に集中的に整備してきたインフラ等の老朽化対策を含め、強靱化の取組をさらに加速化・深化することは、我が国にとって喫緊の課題である。

現在、我が国全体で、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、新たな日常の構築に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、指定都市は、日本の総人口の20%を超える約2,700万人が居住し、様々な都市機能や産業が集積する圏域の中核都市として、そして日本をけん引するエンジンとして、この喫緊の課題に対しても率先して取り組んでいく所存である。

については、強靱化の取組を一層推進し、今後起こりうる大規模災害による被害を最小限に抑え、たとえ被災しても迅速な復旧・復興へとつながるよう、次のとおり要請する。

1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後の継続的な財政支援

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、令和2年度で終了となるが、各地方自治体が中長期的な視点で、国土強靱化地域計画等に基づき、今後も計画的かつ継続的に実施する強靱化の取組に対して、3か年緊急対策の対象以外の事業への範囲拡大を含め、引き続き強力な財政支援を行うこと。

2 インフラやその他公共施設の強靱化に関する交付金・補助金の予算確保等

- (1) 地方自治体が管理する道路、上下水道、河川等のインフラや災害時の避難所ともなる学校施設その他公共施設の老朽化対策を含めた強靱化に関する交付金・補助金について、多数のインフラやその他公共施設を抱える指定都市が確実に事業を実施できるよう、十分な予算を確保すること。
- (2) ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型の修繕や更新等への重点的な財政支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発、包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供等を行うこと。

3 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の対象拡大・延長

令和2年度までとされている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」について、毎年のように発生する大規模災害を教訓として、引き続き防災・減災対策を念頭に置いた整備を進める必要があることから、「緊急防災・減災事業債」の耐震化事業において、災害対策等にあつて重要な役割を担う区役所などの全部改築も対象とするなど、対象を拡大のうえ、令和3年度以降も延長すること。

4 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大・恒久化

令和3年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」について、災害対策等において重要な役割を担う区役所や消防署などの公用施設も対象とするとともに、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う必要があることから、時限措置でなく、恒久的な措置とすること。

令和2年11月5日
指定都市市長会